

2024年9月20日

## 託送供給等約款の変更届出について

当社は、本日、電気事業法第18条第5項<sup>※1</sup>に基づき、「託送供給等約款」の変更届出を経済産業大臣に行いました。

「託送供給等約款」とは、小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものであり、今回の主な変更内容については、以下のとおりです。

### ○主な変更内容

#### ・分割供給の導入

分割供給とは、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要者が、一つの需要場所において1引込み・1計量により異なる2者の小売電気事業者から供給を受けることです。

これまでは部分供給<sup>※2</sup>が制度化されていたところ、国の審議会において部分供給を廃止し、2024年10月初旬から分割供給を導入する整理がなされたことから、当該内容を供給条件に反映するものです。

### ○実施日

2024年10月1日より実施いたします。

#### ※1 電気事業法第18条第5項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、前項の規定により供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

#### ※2 東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけた上で、旧一般電気事業者に対応を求めることとし2013年に制度化されたもの。なお、国の審議会において部分供給の既存契約については、2025年7月1日までに分割供給に移行する整理がなされた。

以上